

制 度 名	農業委員会補助金	主管課名	農業政策課 農地調整 G		
		問合せ先	029-301-3838		
目的・趣旨	農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する「農地中間管理機構」をいう。）による担い手への農地集積・集約化を促進するため、農業委員会がその関連する業務を適切に実施できるよう、補助金を交付する。				
<p>[対象団体] 市町村農業委員会</p> <p>[対象事業] 機構集積支援事業 (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業 (2) 農地の有効利用を図るための支援事業</p> <p>[補助要件等] —</p> <p>[対象経費] 次に掲げる活動に要する経費。 (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業 ・農地の利用関係の調整 ・農地の利用状況等の調査 ・農地等訴訟等事務処理 ・農地等の台帳の調査等 ・農地の権利移動・借賃等調査 など (2) 農地の有効利用を図るための支援事業 ・農地の有効利用を図るための活動 ・農業委員等の資質向上のための研修の実施 ・その他（総会等の議事録の作製等） など</p> <p>[補助限度額等] 定額補助</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村		定額	—	—	—
[30 年度当初予算額] 30,000 千円		[30 年度補助対象団体] 44 団体（全市町村農業委員会）			
[備考]					